

橿原市官民データ活用推進計画

平成30年6月

奈良県 橿原市

目 次

1. 檀原市の現状及び課題.....	1
2. 檀原市官民データ活用推進計画の目的.....	2
3. 檀原市官民データ活用推進計画の位置付け	3
4. 檀原市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策.....	7
(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	7
① マイナポータルを活用によるオンライン申請の推進	7
② 図書館関連業務に係る電子化の取組.....	8
③ 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化.....	9
(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	10
① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進	10
② ごみ分別情報のスマートフォン対応アプリの提供	11
(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用） ..	12
① マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上	12
(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	13
① デジタルコミュニケーションプラットフォームの整備.....	13
(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）	14
① 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入	14
② 中間標準レイアウト仕様の活用.....	16
③ 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進	17
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保.....	18

1. 檀原市の現状及び課題

檀原市は全国の他市町村と同様に少子・高齢化が顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データ¹の活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要となっている。

¹ 官民データ：電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

2. 檀原市官民データ活用推進計画の目的

檀原市官民データ活用推進計画は、国の官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日策定）を受けて、檀原市内の官民データ活用の推進を図るとともに、「国の施策と市町村の施策」及び「都道府県の施策と市町村の施策」の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、檀原市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3. 檀原市官民データ活用推進計画の位置付け

檀原市官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づき、「業務改革（BPR）²推進の取組」、「オープンデータ³化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド⁴解消の取組」、「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとする。

² **業務改革（BPR）**：BPRはBusiness Process Reengineeringの略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

³ **オープンデータ**：一般的には、データは誰もが制限なしにアクセス、再利用、そして再配布できるように、利用可能にすべきであるという概念のことであるが、本計画においては、公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等をしやすい形で、インターネットで公開することを意味する。

⁴ **デジタルデバイド**：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

4. 檀原市官民データ活用推進計画の推進体制

檀原市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。檀原市官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て、施設管理等のデータを保有・管理する実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内部署横断的に、必要な各種取組への加速・推進を図る。

定期的に担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「**「**手続における情報通信の技術の利用等に関わる取組**」**、「**「**官民データの容易な利用等に係る取組**」**、「**「**個人番号カードの普及及び活用に係る取組**」**、「**「**利用の機会等格差の是正に係る取組**」**、「**「**情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組**」**」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を推進する。あわせて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や市民の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

国は「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し、個人番号カードの利活用を促進している。檀原市においては行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(システム改革、BPR)

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、業務の見直し(BPR)や情報システムの改革を推進する。情報システムについては、「檀原市情報システム最適化計画」を平成26年3月に策定し、住基・税・保険・福祉などの基幹系業務をホストコンピュータからオープン系パッケージシステムにクラウド化した。その他の業務システムもクラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、檀原市内における各種データの標準化(共通語彙基盤⁵、文字情報基盤への準拠等)を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

⁵ 共通語彙基盤：氏名や住所等語彙の表記・意味・データ構造を共通化してデータの交換・活用を容易にする基盤のこと。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

① マイナポータル⁶の活用によるオンライン申請の推進

マイナポータルの「ぴったりサービス」から子育てに関する行政手続きのオンライン申請（子育てワンストップサービス）の一部の事務手続きにおいて、平成30年2月から運用している。平日、休日、夜間を問わず24時間365日いつでも申請できるので、さらにオンライン申請の事務手続きの拡充し、電子申請の普及率向上を図る。

また、子育てに関する手続き等のさらなる利便性の向上を図るため、マイナポータルを通じて特定の個人に対してお知らせをプッシュ型通知により実施する。

<KPI⁷>

ぴったりサービスを利用した各種申請件数

<スケジュール>

平成31年までに電子申請を実施する際の問題点の調査・対策検討

平成33年までにぴったりサービスの事務手続きの拡充

⁶ **マイナポータル**：マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを受けられるよう、平成29年11月13日から本格運用を開始している。

⁷ **KPI**：Key Performance Indicatorsの略で、目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

② 図書館関連業務に係る電子化の取組

図書館では、市民の「知の拠点」となることを目指して読書意欲の向上のためや資料を収集し提供するほか、子どもたちの読書環境整備のため、子育て世代を対象としたおはなし会などを行っている。近年、時間や場所の物理的な制約やスマートフォンなど情報通信技術（ICT）の進展により、図書館利用の環境は大きく変化しており、今後、図書館利用の効率化、利便性や情報発信の向上が急務となっている。

上記の課題を解決するため、Web によるオンライン予約機能の充実や、RFID⁸ を利用した蔵書の管理体制の構築により、利用者自身による自動貸出機能の提供といった図書館関連業務の電子化を進め、図書館利用者の満足度及び図書館利用の促進を図る。

<KPI>

年間図書館利用者数

年間貸出冊数

<スケジュール>

平成32年までにオンライン予約機能及び自動貸出機能を強化

⁸ **RFID**：RFID(Radio Frewuency IDentification)とは、RFID タグと呼ばれる媒体に記憶された人やモノの個別情報を無線通信によって読み書き（データ呼び出し・登録・削除・更新など）を行う自動認識システムのこと。

③ 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

檀原市では、住民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成28年度から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知（正本）の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、平成32年までに同通知（正本）の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

<KPI>

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

<スケジュール>

平成32年までに住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット⁹」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、平成32年に向けて、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。

また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

<KPI>

オープンデータ公開件数

<スケジュール>

平成32年までに推奨データセットのうち8件の公開を実施

平成34年までにオープンデータ公開件数14件を達成

⁹ **推奨データセット**:地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例をとりまとめたもの。

② ごみ分別情報のスマートフォン対応アプリの提供

橿原市では、ゴミの減量化の観点から分別化に取り組んでおり、その出し方や分け方やゴミの収集日に関しては、問い合わせ件数の増加だけでなく、その内容も非常に複雑化しており、クリーンセンターかしはらやリサイクル館かしはらの職員への負担が増加する要因となっている。

上記の課題を解消するため、ごみ分別の方法や収集日カレンダーなどのほか、収集日アラーム機能や橿原市からのイベント情報のお知らせ機能など、便利で分かりやすい機能を搭載したスマートフォン対応アプリを導入し、ごみの正しい分別やリサイクルを一層促進するとともに、多言語に対応したアプリとすることで外国人をはじめ多くの住民にとって利用しやすいサービスを提供する。

また、スマートフォンの保有率が高い若い世代に対するごみ減量やリサイクル等の情報発信、普及啓発などを効果的に行っていくことで循環型社会の推進を図り、市内に居住する住民の電話問い合わせに対する不安を払しょくするとともに、市民の利便性向上のほか、各施設の職員の業務負担軽減にも繋げる。

<KPI>

ごみの収集日及びごみの分別情報のオープンデータ化

スマートフォン向けごみ分別アプリの提供

対応言語数

<スケジュール>

平成32年までにごみの収集日及びごみの分別情報をオープンデータ化

平成33年までにスマートフォン向けごみ分別アプリを提供

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

① マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

平成30年2月より証明書コンビニ交付を開始するとともに、新しく檀原市マイナンバーカード申請・交付センターを開設し、来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨を行っているところである。さらに、窓口を設置している「マイナポータル用端末」を活用し、マイナンバーカードの交付申請を職員が補助することで、住民が手続きへの不安やマイナンバー制度への疑問を解消するため丁寧な対応に努めている。

また、マイナンバーカードを取得していない住民に対して、取得を促す案内の送付や臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するなど、住民のマイナンバーカード取得率向上に向け取り組んでいる。

住民利便性の向上として、引き続き証明書のコンビニ交付システムの運用を実施し、マイナンバーカードを利用した窓口申請ツールを活用することで、証明等の発行手続きにおける申請書等の記載を不要とし、来庁者の負担軽減及び窓口の業務効率化に寄与している。

その他、現在檀原市が発行している公共施設利用者登録カード等の機能をマイナンバーカードに統合するワンカード化の取組を進め、住民の利便性の向上及びカード発行等に要する経費の削減に繋げる。

さらに、檀原市では、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が平成29年度から実施しているマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を実施する。

<KPI>

マイナンバーカードの普及率

マイキープラットフォームへの参加

<スケジュール>

平成33年までにマイナンバーカード普及率40%を達成

平成34年までにマイキープラットフォームへ参加

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

① デジタルコミュニケーションプラットフォームの整備

個人の属性情報（年齢・性別・家族構成・趣味嗜好等）を踏まえ、その人にとって必要な情報をピックアップしてレコメンド¹⁰（「あなたへのお勧め」）表示し、子育て中の方には子育て関連イベントや保育施設の情報が、スポーツが趣味の方には地域のスポーツイベントやサークルで使う施設の情報が優先的に表示される等、自分専用のウェブページで必要な情報をポータルサイトが積極的に提示することにより、市民等にとって必要な地域情報をワンストップで取得することが可能となり、市民サービスの向上を図る。

<KPI>

ポータルサイトへの登録ユーザー数
ポータルサイトの閲覧回数

<スケジュール>

平成32年までに地域情報ポータルサイトを開設する。
平成33年までに民間コンテンツ（地域商店や新聞社など）との連携実施。
平成34年までに行政保有情報の電子サービスの提供開始。
平成35年までにポータルサイトの登録ユーザー数を2.5万人（市民の約20%）にする。

¹⁰ レコメンド：市民の好みを分析して、市民ごとに適すると思われる情報を提供するサービスで、あらかじめ登録された市民の趣味や趣向に関する情報や閲覧履歴などを参照して、それぞれの好みに合致すると思われる情報が優先的に照会される機能。

自分自身の好む情報に効率よくアクセスできる可能性を高めることができ、情報を提供する側にとっては、市民の閲覧意欲を高めることができる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

① 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様¹¹は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のためのAPI¹²も規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成28年4月1日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ¹³（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックイン¹⁴の回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分

¹¹ **地域情報プラットフォーム標準仕様**: 様々なシステム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定められた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール（標準仕様）。

¹² **API**: Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要なプログラムを定めた規約のこと。

¹³ **インターオペラビリティ**: 複数の異なるものを接続し組み合わせて使用したときに、きちんと全体として正しく動作すること。

¹⁴ **ベンダーロックイン**: 特定ベンダー（メーカー）の独自技術に大きく依存した製品、サービス、システム等を採用した際に、他ベンダーの提供する同種の製品、サービス、システム等への乗り換えが困難になる現象のこと。あるベンダー独自仕様のシステムを採用すると、結果として後継システムや周辺システムも同一ベンダー製を採用せざるを得なくなり、特定ベンダーに依存するため製品・サービスなどの調達に競争が働かず高値で購入せざるを得なくなる。

析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

<KPI>

地域情報プラットフォーム標準仕様の調達仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数/地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数(現在の業務数26))

同準拠製品の導入率(地域情報プラットフォーム準拠製品利用数/地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数(現在の業務数26))

<スケジュール>

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

② 中間標準レイアウト仕様の活用

総務省が策定している中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイル用のレイアウト仕様である。

今後、本市の情報システムの更改においては、クラウド形式によるシステム更改を原則とし、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うことを必須とする旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックインを回避し、最適な製品を選定してシステムコストの削減を実現する。

<KPI>

中間標準レイアウト仕様の調達仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数/中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数(現在の業務数23))

中間標準レイアウト仕様によるデータ移行の実施率(データ移行を行う際中間標準レイアウト仕様を活用した業務数/中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数(現在の業務数23))

<スケジュール>

システム更改時に順次、中間標準レイアウトを用いたデータ移行について調達仕様書に記載するとともに、同仕様を用いたデータ移行を実施する。

③ 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、本市のみのクラウド化（「単独クラウド」）をしているが、システムの次期更新時である平成37年に他の団体とクラウドを共同利用すること（「自治体クラウド」）を想定し、共同化に当たっての課題を整理・検討するとともに、他団体との調整を行うことで、クラウドの共同化を進め、それによる業務の効率化等に寄与する。

併せて、クラウドを導入する対象業務の拡大についても検討を進め、更なる業務の効率化を促進する。

<KPI>

クラウドの共同化
クラウド対象業務の拡大

<スケジュール>

平成32年までにクラウドの共同化に当たっての課題を整理・検討
平成34年にクラウドを導入する対象業務の拡大を検討
平成37年に既存クラウドの共同化を実現（予定）

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

橿原市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「橿原市情報セキュリティポリシー（橿原市情報セキュリティに関する規則、橿原市情報セキュリティ対策基準に関する規程）」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「橿原市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、「活用できるデータ」と特定個人情報をはじめとした守るべき個人情報・機密情報である「活用できないデータ」を厳重に区別して、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。